

上田市週休2日工事実施要領

令和6年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、建設現場の働き方改革を推進し、建設業における将来の持続的な扱い手確保に資するため、労働環境改善を目的とした週休2日工事の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 対象工事は、上田市が発注する建設工事のうち、発注者が指定する工事とする。ただし、次の各号に掲げる工事については、対象外とする。

- (1) 災害復旧工事等のうち特に緊急を要する工事（緊急随契を行う工事）
- (2) 現場施工期間が1週間未満の工事
- (3) 設計金額が130万円以下の小規模工事
- (4) その他建設工事等業者選定委員会で対象工事に適さないと認めた工事

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、準備期間、後片付け期間、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、工事契約後、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (4) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (5) 現場施工期間 直接工事費に計上されている工種等の実施に要する期間

(受注者の取組)

第4条 受注者は、週休2日となるよう現場閉所日を設定し、施工計画書に記載する。ただし、現場条件や施工時期等の制約が厳しく、現場閉所日の設定が困難な場合は、事前に監督員と週休2日の実施方法及びその確認方法について協議し、施工計画書を作成するものとする。

- 2 受注者は、施工計画書に従い、現場閉所等を実施するものとする。
- 3 受注者は、施工計画書に記載した現場閉所日等を変更する場合は、事前に監督員と協議し承諾を得るものとする。
- 4 受注者は、別紙の定めにより、週休2日を実施する工事である旨を明示する。

(発注者の取組)

第5条 発注者は、週休2日工事を発注する場合は、入札公告等に発注者指定方式による週休2日工事の対象工事である旨を明記するものとする。

- 2 発注者は、週休2日を実施する上で必要な工期の設定を行う。
- 3 発注者は、4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乘じたうえで当初の予定価格を作成し、補正係数は、長野県の週休2日工事実施要領に準ずるものとする。
- 4 発注者は、あらかじめ週休2日の対象外とする作業と期間がある場合は、設計図書に明示する。
- 5 監督員は、第4条第4項の状況を確認し、現場閉所等の実施状況について、工事記録等により確認するものとする。
- 6 発注者は、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議し、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。
- 7 発注者は、現場閉所等の達成状況を確認後、現場閉所率等が28.5%に満たない場合は、補正分を減額変更するとともに、工事成績評定において減点を行うものとする。
- 8 発注者は、受注者が4週8休以上の現場閉所等を行ったと認めた場合は、工事成績評定通知書又は工事検査結果通知書により週休2日の達成を証明する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に公告等を行う建設工事について適用する。

(別紙)

工事現場における週休2日の実施の明示について

1 明示方法

下図を参考に作成し、公衆の見やすい場所に明示する。

2 明示内容

「週休2日を実施する旨」、「発注者、受注者の連絡先」を明記する。

3 掲示板の大きさ

A3サイズ以上とする。

【 掲示板参考図 】

